

様式第 1 (第 5 条関係)

かごしま市認知症おかえりサポートシステム利用登録申請書

鹿児島市長 殿

かごしま市認知症おかえりサポートシステム情報配信事業実施要綱第 5 条に基づき、かごしま市認知症おかえりサポートシステムの利用登録を申請します。

申請日 年 月 日

申請者	フリガナ		登録者 との続柄	
	氏名			
	住所	〒 -		
	電話	自宅	携帯電話	

裏面の事項に同意のうえ申請します。

登録者	フリガナ				
	氏名				
	生年月日	年 月 日 (歳)			
	住所	鹿児島市			
	連絡先	自宅	携帯電話		
	身体的特徴	身長 約	c m	体格	
		体重 約	k g	頭髮	
		その他特徴 ・氏名 (言える・言えない) ・住所 (言える・言えない) ・行き慣れた場所等 ()			
介護認定	無 有 (要)		担当ケアマネ ジャー氏名		
	事業所名		電話番号		
緊急連絡先	第 1 連絡先	氏名		続柄	
		住所			
		連絡先			
	第 2 連絡先	氏名		続柄	
		住所			
		連絡先			

※裏面に登録者の容姿が確認できる写真 (できるだけ申請日に近い時期に撮影されたもの) を貼付してください。

(裏面)

写真貼付箇所

(できるだけ申請日に近い時期の登録者の容姿が確認できる写真をご用意ください。)

同意事項

- 1 申請書の情報を鹿児島市において管理すること。
- 2 登録者が行方不明となった場合、申請者又は登録者の家族、介護者等（以下「依頼者」という。）が警察署へ行方不明者届を提出後、鹿児島市へ情報提供依頼をすること。
- 3 依頼者から鹿児島市へ情報提供依頼があった場合、鹿児島県警察ホームページで公表された「行方不明者手配」のURL情報を、おかえりサポートを通じて協力サポーターへLINE配信を行うこと。
- 4 協力サポーターへの情報提供依頼のLINE配信は、鹿児島県警察のホームページで公表確認後、原則として午前8時30分から午後8時までとなること。
- 5 情報提供依頼後、登録者が発見された場合は、鹿児島市へ連絡すること。
- 6 申請者及び登録者の住民基本台帳、介護保険認定及び受給等の情報について、登録状況の確認のため、鹿児島市が調査すること。